

	狛江市(暫定フロー)	対応者	対応期限または対応期間の目安	備考	意見等
①	不適切な利用に関する通報等受領	社会教育課または指定管理者	0日	電話、メール、手紙等	
②	該当団体等の特定・登録内容等確認(書面)	①を受けた者	①の後、概ね2営業日以内		
③	社会教育課と指定管理者で情報共有	社会教育課及び指定管理者	②の後、概ね2営業日以内		
④	利用状況確認(現地確認・ヒアリング)	社会教育課及び指定管理者	なし(団体の活動状況による)	現地確認は予告なし 簡易なものは口頭注意して対応終了	
⑤	処分・口頭注意等の内容調整	社会教育課及び指定管理者	⑤の後、概ね2週間以内		
⑥	利用状況再確認(ヒアリング)新たな疑義等がなければ⑤の内容について伝える。	社会教育課及び指定管理者	なし(団体の都合による)		
⑦	処分・口頭注意等の内容再調整	社会教育課及び指定管理者	⑥の後、概ね2週間以内		
⑧	起案、通知	社会教育課	⑦の後、概ね1週間以内		
⑨	システム登録内容の修正・削除、還付手続き、書類提出等の対応	社会教育課または指定管理者	適宜		
⑩	全体に対する注意喚起も必要に応じて行う	社会教育課及び指定管理者	適宜		
備考	※④～⑨は必要に応じて実施。(口頭注意のみ、資料の再提出等で終了の場合が多い) ※口頭注意等簡易なものは、指定管理者または社会教育課のみで対応				

体育施設及び学校施設における現状と課題(令和5～6年度中にいただいたご意見)

1 利用方法・手続き方法について

- ・より簡単な手続きで、利用できることが望ましい
- ・運用は柔軟にしてほしい
- ・近隣自治体の施設と連携ができるとよい

2 ルール・取り締まりについて

- ・自治体が施設を運営する上では、公正・公平性が重要
- ・複雑なルールは利用しにくい、抜け道を作る要因になってしまう
- ・常識的に考えて目に余るような行為を取り締まるようにする等の運用はどうか
- ・正しい利用をしている利用者にとって、どういった運用が望ましいかという視点も必要
- ・知らずに行ってしまう場合もあるため、ルール違反の行為についての注意喚起は必要

3 営利目的について

- ・営利目的の是非
- ・公共施設の営利目的利用は基本的に難しいのではないか

4 団体による貸切利用時、子どものみの利用について

- ・施設管理上、成人の立ち合いがいることが望ましい
 - ・団体への許可である以上、団体の中で責任が取れる者がいることが望ましい
 - ・成人が必須となると、高校生以下団体の活動がしにくくなる
 - ・安全管理と活動の自由のバランスが難しい
 - ・小学生以下、中学生以下、高校生以下等、一人一人を考えるとかなり個人差がある
- ※市民プールは、小学校就学前の幼児がプールに入場する場合は、付添人と共に入場する必要がある